

別表第1（第3条、第5条）関連

特別誘導区域における景観形成に係る補助運用について

区分	補助対象費用の内容	補助率	補助対象者	補助限度額(千円)	運用基準	備考
建築物	1 建築物の新築、改築、増築、修繕又は模様替えに伴う外観の修景に係る工事費	1/4	個人 法人 団体	1戸当り 500	道路に2m以上接し1m以上後退することを条件とする。後退することなく外観修景のみは第3項適用。	空き家、廃屋の修景補修を含む。
	2 門、柵、塀、垣の新設、増設、改修又は修繕に伴う外観の修景に係る工事費	1/4	個人 法人 団体	1戸当り 250	景観について特に配慮しているもの。 現状のままのものは補助限度額の1/2とする。	木竹、生け垣等の自然素材活用を原則とする。
	3 その他建築物又は敷地の景観形成に相当と認められる外観の修景に係る工事費	1/4	個人 法人 団体	1戸当り 250	景観について特に配慮しているもの。 現状のままのものは補助限度額の1/2とする。ただし、塗装のみの場合は限度額を50,000円とする。	敷地の緑化を含む。
	上記のうち屋根のみの改修又は塗装のみに係る工事費	1/4	個人 法人 団体	1戸当り 100	景観について特に配慮しているもの。 現状のままのものは補助限度額を50,000円とする。	
工 作 物 等	4 ポケットパークの新設又は改良整備費	1/3	地域団体	1ヶ所当り 500	景観について特に配慮しているもの。	芝生、中・低木、花、ベンチ等の整備
	5 ストリートファニチャーの新設又は改良整備費	1/3	地域団体	1ヶ所当り 500	景観について特に配慮しているもの。	ベンチ、縁台等の整備
	6 公共サインの新設又は改良整備費	1/3	地域団体	1ヶ所当り 500	景観について特に配慮しているもの。	案内地図板、施設誘導等の整備
	7 前3項の他、共同施設として助成することが相当と認められる工作物の新設又は改良整備費	1/3	地域団体	1ヶ所当り 500	景観について特に配慮しているもの。	ブロンズ像等の設置整備
	8 シングルサインの新設又は改良整備費	1/4	個人 法人 団体	1ヶ所当り 100	景観について特に配慮しているもの。	看板等の意匠、色彩、照明等の整備
	9 ツインツリーの新設整備費	1/4	個人 法人 団体	1ヶ所当り 250	景観について特に配慮しているもの。	中・高木の植栽、イルミネーション等の整備
10 物品の屋外集積場等の修景緑化に係る整備費	1/4	個人 法人 団体	1ヶ所当り 250	景観について特に配慮しているもの。	植樹、遮へい用の垣根等の整備	